

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

25

### 条 例

- 東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（主税局）…三
- 東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都採用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都採用委員会）…四
- 東京都公益認定等審議会条例の一部を改正する条例……………（生活文化局）…四
- 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）…四
- 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…六

### 条例のあらまし

- 東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例……………（都市整備局）…六
- 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（同）…八
- 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…八
- 多摩都市計画多摩土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例……………（同）…九

●東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第一八号）

- 一 東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬の額を引き上げます。  
勤務一日につき 二八、四〇〇円 ↓ 二九、二〇〇円
- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第一九号）

- 一 東京都固定資産評価員の報酬の額を引き上げます。  
勤務一日につき 二八、四〇〇円 ↓ 二九、二〇〇円
- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京都採用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第二〇号）

- 一 東京都採用委員会委員及び予備委員の報酬の額を引き上げます。  
（例）会長  
月額 五三〇、〇〇〇円 ↓ 五四五、〇〇〇円
- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京都公益認定等審議会条例の一部を改正する条例(条例第二二号)

- 一 公益信託に関する法律(令和六年法律第三〇号)の施行に伴い、委員の任命に係る規定を整備します。
- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第二二号)

- 一 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和七年東京都条例第四四号)の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(条例第二三号)

- 一 学校職員の定数を改めます。

区分	改正後(人)	改正前(人)	増(△)減
小学校	三五、二四一	三五、二二二	一九
中学校	一六、六四三	一六、三五七	二八六
高等学校	一〇、六〇三	一〇、五九九	四
特別支援学校	六、八九四	六、七二五	一六九
合計	六九、三八一	六八、九〇三	四七八

- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(条例第二四号)

- 一 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和七年法律第六八号)の施行による学校教育法(昭和二二年法律第二六号)等の改正に伴い、主務教諭を追加するほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第二五号)

- 一 東京都教育委員会委員の報酬の額を引き上げます。  
月額 四三五、〇〇〇円 ↓ 四四七、〇〇〇円
- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第二六号)

- 一 東京都教育委員会教育長の給料の額を引き上げます。  
月額 一、一二二、〇〇〇円 ↓ 一、一五三、〇〇〇円
- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第二七号)

- 一 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和七年法律第六八号)の施行による学校教育法(昭和二二年法律第二六号)等の改正に伴い、主務教諭を追加します。
- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(条例第二八号)

- 一 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和七年法律第六八号)の施行による学校教育法(昭和二二年法律第二六号)等の改正に伴い、主務教諭を追加します。
- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第二九号)

- 一 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和七年法律第六八号)の施行による学校教育法(昭和二二年法律

第二六号)の改正等に伴い、主務教諭を追加します。

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(条例第三〇号)

一 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和七年東京都条例第一三二号)第二条の規定等の施行を踏まえ、補償基礎額を改定します。

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例(条例第三二号)

一 都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出に寄与するため、宅地開発における無電柱化の推進に関して必要な事項を定めま

す。

●東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第三二号)

一 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律(令和七年法律第四七号)の施行によるマンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成一四年法律第七八号)の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例(条例第三三号)

一 劇場等において多くの人が利用しやすい客席の整備を図るため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る劇場等の客席に関する基準を定めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和八年一〇月一日から施行します。

●多摩都市計画多摩土地画整理事業施行規程等を廃止する条例(条例第三四号)

一 多摩都市計画多摩土地画整理事業等の終了に伴い、廃止します。

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

条 例

東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十八号

東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十六年東京都条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二万八千四百円」を「二万九千二百円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十九号

東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十年東京都条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二万八千四百円」を「二万九千二百円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十号

東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十六年東京都条例第四百十号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「五三〇、〇〇〇円」を「五四五、〇〇〇円」に、「四三五、〇〇〇円」を「四四七、〇〇〇円」に、「二八、四〇〇円」を「二九、二〇〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都公益認定等審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十一号

東京都公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

東京都公益認定等審議会条例（平成十九年東京都条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「公益法人」の下に「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。）」を加える。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十二号

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第一百五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表四の項中「（いう。）」の下に「及び条例の施行のための教育委員会規則」を加え、同項イ中「第十三条の規定による」を「の施行に係る事務のうち教育委員会規則に基づく」に、「扶養手当」を「扶養親族」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十三号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「三五、二二二人」を「三五、二四一人」に改め、同表二の項中「一六、三五七人」を「一六、六四三人」に改め、同表三の項中「一〇、五九九人」を「一〇、六〇三人」に改め、同表四の項中「六、七二五人」を「六、八九四人」に改め、同表合計の項中「六八、九〇三人」を「六九、三八一人」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十四号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第二号中「指導教諭」の下に「主務教諭」を加える。

第四条の二の見出しを「（業務量管理・健康確保措置）」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十五号

東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例

東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十四年東京都条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「四十三万五千円」を「四十四万七千円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十六号

東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成二十七年東京都条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一、一二二、〇〇〇円」を「一、一五三、〇〇〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十七号

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第二号、第十五条の四第一項、第十五条の五第一項並びに第二十四条の三第四項中「指導教諭」の下に「主務教諭」を加える。

別表第一イの部三級の項中「主任教諭、主任養護教諭又は主任栄養教諭」を「主務教諭」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十八号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十七年東京都条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十九号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の特殊勤務手当に関する条例(平成九年東京都条例第二十一号)を次のように改正する。

第十二条第一項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十号

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和三十一年東京都条例第八十号)の一部を次のように改正する。

別表中「一四、一七五円 一四、一七五円 一六、四六七円 一七、四九六円」を

「一四、三九七円 一五、一九八円 一七、二五九円 一七、九三七円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十一号

東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、東京都内の宅地開発における無電柱化を推進するために必要な事項を定めることにより、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 開発行為 都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第四条第十二項の開発行為をいう。

二 宅地開発 居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為（法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けて行うものに限る。）であつて、道路の整備（次号の宅地開発区域に接する既存の道路の拡幅を除く。）を伴うものをいう。

三 宅地開発区域 宅地開発をする土地の区域をいう。

四 無電柱化 電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。以下同じ。）又は電線（電柱によつてのみ支持されるものに限る。以下同じ。）の宅地開発区域内における設置を抑制し、及び宅地開発区域内の電柱又は電線を撤去することをいう。

（電柱又は電線の設置の抑制及び撤去）  
第三条 規制区域（知事が別に定める区域をいう。以下同じ。）において宅地開発をしようとする者は、東京都規則（以下「規則」という。）で定める場合を除き、電柱又は電線を宅地開発区域内に新たに設置しないものとする。

2 規制区域において宅地開発をしようとする者は、規則で定める場合を除き、宅地開発区域内に現に設置されている電柱又は電線を撤去するものとする。  
（実施計画の届出）  
第四条 規制区域において宅地開発をしようとする者は、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、宅地開発区域内における無電柱化の実施計画について、知事に届け出なければならない。

2 規制区域外において宅地開発をしようとする者は、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、宅地開発区域内における無電柱化の実施計画について、知事に届け出ることができる。

3 前二項の規定による届出を行った者は、法第三十六条第一項の規定による届出の日までの間において、前二項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、知事に届け出なければならない。ただし、当該変更が規則で定める変更該当するときは、この限りでない。

（調査等）

第五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条各項の規定による届出を行った者に対し、当該届出に係る宅地開発区域内における無電柱化の実施計画について必要な報告を求め、又は当該者の協力を得て、その職員又はその委任した者（以下「職員等」という。）に、当該宅地開発区域に立ち入り、調査させることができる。

2 知事は、前条第一項又は第三項の規定による届出を要する者から正当な理由がなく届出がない場合においては、当該者に対し、前項の例により、報告を求め、又は職員等に調査させることができる。

3 前二項の規定により宅地開発区域に立ち入り、調査しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ調査の実施を通知し、第一項の協力を得るための必要な要請を行うとともに、調査の実施に際しては、身分を示す証明書を関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
（無電柱化の実施に関する助言及び指導等）  
第六条 知事は、第四条各項の規定による届出を行おうとする者に対し、宅地開発区域内における無電柱化の実施について必要な助言をすることができる。

2 知事は、第四条第一項又は第三項の規定による届出（同条第二項の規定による届出に係る同条第三項の届出を除く。以下この項において同じ。）を要する者から当該届出があつた場合において、その内容が無電柱化を実施しない旨であるとき（規則で定める場合を除く。）は、当該者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

3 知事は、第四条第一項又は第三項の規定による届出を要する者から正当な理由がなく届出がないときは、この条例の施行に必要な限度において、当該者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

4 知事は、第四条各項の規定による届出の内容が事実と異なると認められるときは、当該届出を行った者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

（公表）

第七条 知事は、第四条各項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、規則で定める事項（次項において「公表事項」という。）を速やかに公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、第四条各項の規定による届出の内容が事実と異なることが判明したときは、当該届出に係る公表事項を公表しないことができる。

3 知事は、前条第三項又は第四項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、規則で定める事項を公表することができる。

4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 知事は、この条例の施行の前日においても、この条例に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十二号

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の部第十四の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第百五条第一項」を「第百六十三条の五十九第一項」に、「容積率に」を「容積率又は各部分の高さに」に、「要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料」を「要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十三号

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成十五年東京都条例第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「次条」を「第十二条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(劇場等の客席)

第十一条の三 劇場等の客席の各階には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けなければならない。

一 当該階に設ける座席の数が二百六十六以下の場合 二

二 当該階に設ける座席の数が二百六十六を超える場合 当該座席の数に一万分の七十五を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

2 前項の車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。

一 各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ一以上の同伴者用のスペースを、当該車椅子使用者用部分の横に隣接して設けること。

二 二以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合において、車椅子使用者用部分の間に設けられるものが前号の同伴者用のスペースのみであるときは、当該車椅子使用者用部分は、隣接しているものとみなす。

3 第一項の車椅子使用者用部分の位置は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 当該階に設ける座席の数が四百を超える場合 車椅子使用者用部分の間（前項の規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。）のうち一以上に縦通路が存するよう分散すること。

二 当該階に設ける座席の数が千を超える場合 前号に定めるところによるほか、車椅子使用者用部分の間のうち一以上に横通路が存するよう分散すること。この場合において、同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものにあつては、分散していないものとみなす。

第十二条中「前条第一項」を「第十一条の二第二項」に、「及び前条」を「及び第十一条の二、劇場等にあつては第六条から第十条まで及び前条」に、「までの経路」を「までの経路（当該利用居室が前条の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十一条の三の規定は、この条例の施行後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この条例の施行前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）附則第四条第二号及び第三号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、改正後の条例第十一条の三の規定は適用しない。

多摩都市計画多摩土地地区画整理事業施行規程等を廃止する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十四号

多摩都市計画多摩土地地区画整理事業施行規程等を廃止する条例  
次に掲げる条例は、廃止する。

一 多摩都市計画多摩土地地区画整理事業施行規程（昭和四十二年東京都条例第一百十九号）

二 東京都市計画事業足立北部舎人町付近土地地区画整理事業施行規程（昭和四十五年東京都条例第四百四十八号）

三 東京都市計画事業瑞江駅南部土地地区画整理事業施行規程（昭和六十二年東京都条例第七十九号）

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

